

全体についての防火管理に係る消防計画作成チェック表

作成する内容	必要項目	作成 チェック
I 目的及びその適用範囲		
1 目的	○	
2 適用範囲	○	
II 管理権原者及び防火管理者の責務		
1 管理権原者の責務	○	
2 防火管理者の責務	○	
III 全体についての防火管理業務		
1 管理権原者の権原の範囲等	◎	
1の2 全体についての防火管理業務の一部委託	▲	
2 自衛消防訓練	◎	
3 避難施設等の維持管理及びその案内	◎	
4 自衛消防活動等	◎	
5 消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導	◎	
6 教育・資格管理業務	○	
7 震災対策	○	
IV 雑 則		
別 記	防火対象物の管理権原者の権原の範囲	◎
別表 1	自主点検チェック表「消防用設備等」	○
別表 2	自主検査チェック表「防火対象物等」	○
別表 3	全体についての防火管理業務の一部委託状況表	▲
別表 4	全体についての防火管理業務一部委託契約書等の内容チェック表	▲
別表 5	自衛消防訓練実施結果記録書	○
別表 5-2	歩行困難者等一覧表	▲
別表 6	一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄	○
別表 7	施設の安全点検のためのチェックリスト	○
その他		

- (備考) 1 自衛消防組織、防災センター要員、防火管理技能者、自衛消防活動中核要員のいずれかを防火対象物に置かなければいけない場合は、「全体についての防火・防災管理に係る消防計画」を使用して作成してください。
- 2 ◎印は、消防法第8条の2第1項に定める防火対象物の全体についての消防計画を作成する上で、必要な項目である。
- 3 ○印は、全体についての消防計画を作成する上で定めることが望ましい項目である。
- 4 ▲印は、該当する場合に定める項目である。
- 5 作成チェック欄は、統括防火管理者が、全体についての消防計画を作成するに当たり、必要項目を確認し、作成したものについて「✓」印でチェックする。
- 6 防火対象物の実態にあわせて作成した別表・別記・別図については、別表等の空欄に記入する。

作成例

全体についての防火管理に係る消防計画

I 目的及びその適用範囲

1 目的

この計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、統括防火管理者が、_____の全体についての防火管理上必要な業務に係る事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この全体についての消防計画を適用する者の範囲は、_____に勤務し、出入りする全ての者とする。

II 管理権原者及び防火管理者の責務

1 管理権原者の責務

(1) 管理権原者は、各々が定めた防火管理者の作成する消防計画（以下「事業所の消防計画」という。）に基づき、当該防火管理者に防火管理上必要な業務を実施させ、適正にその業務を遂行する。

(2) 管理権原者は、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせること。

協議の方法は、_____とする。

(3) 管理権原者は、統括防火管理者が防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行できるように協力する。

(4) 管理権原者は、統括防火管理者を定めたときは、所轄消防署長に届け出る。

▲(5) (4)の届出に際しては、防火対象物等における管理権原者の主要な者として_____を指定し、その代表者名をもって届け出を行うものとする。

2 防火管理者の責務

(1) 防火管理者は、統括防火管理者の指示を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告又は承認を受けること。

ア 防火管理者に選任又は解任されたとき

イ 事業所の消防計画を作成又は変更するとき

ウ 防火対象物の法定点検の実施及び結果について

エ 消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の法定点検の実施及び結果について

オ 建物等の定期検査の実施及び結果について

カ 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したとき及びそれらを改修したとき

キ 火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき

- ク 臨時に火気を使用するとき
- ケ 大量の可燃物の搬入及び危険物の貯蔵・取扱いを行うとき
- コ 客席又は避難通路の変更を行うとき
- サ 用途（一時的を含む。）を変更するとき
- シ 内装改修又は改築等の工事を行うとき
- ス 催物を開催するとき
- セ 事業所の消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき
- ソ 事業所の消防計画に定めた訓練を実施するとき
- タ 防火管理業務の一部を委託又は防火管理者の業務を委託するとき
- チ 消防機関が行う検査等の実施及び結果について
- ツ 統括防火管理者から指示された事項を履行したとき
- ▲テ 自動火災報知設備等と連動した通報（自動通報）装置を設置するとき
- ト その他火災予防上必要な事項

(2) 防火管理者は、この全体についての消防計画に適合するように、事業所の消防計画を作成すること。

Ⅲ 全体についての防火管理業務

1 管理権原者の権原の範囲等

(1) 管理権原者の当該権原の範囲

防火対象物の各管理権原者の当該権原の範囲については、別記のとおりとする。

▲(2) 防火対象物の法定点検は次のとおり実施する。

ア 防火対象物の法定点検は、_____の責任により行う。

イ 点検を実施する場合は、事業所の防火管理者等が立ち会う。

(3) 消防用設備等の法定点検は次のとおり実施する。

ア 消防用設備等の法定点検は、_____の責任により行う。

イ 各管理権原者は、点検に必要な場所への立入りを認めるなど、点検が適切に実施できるよう協力する。

ウ 点検を実施する場合は、事業所の防火管理者等が立ち会う。

(4) 自主点検は次のとおり実施する。

ア 統括防火管理者は、別表1「自主点検チェック表「消防用設備等」」及び別表2「自主検査チェック表「防火対象物等」」に基づき、自主点検を実施するものとする。

イ 自主点検の実施時期は、_____とする。

▲ウ 統括防火管理者は、事業所の消防計画に基づく自主点検時にあわせて実施される消防用設備等の特例適用条件の適否状況について確認する。

(5) 点検結果の記録

統括防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検の結果を取りまとめ、各管理権原者に報告するとともに、その取りまとめた記録を防火管理維持台帳に3年間保管する。

(6) 不備欠陥箇所の改修

統括防火管理者は、点検・検査により明らかになった不備欠陥について、速やかに改修するための必要な措置を図るものとする。

▲ 1の2 全体についての防火管理業務の一部委託

- (1) 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の一部委託を受けて全体についての防火管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）及びその業務の範囲等については、別表3「全体についての防火管理業務の一部委託状況表」のとおりとする。
- (2) 統括防火管理者は、防火対象物の全体についての防火管理業務の適正化を図るため、受託者が実施する防火管理業務について、別表4「全体についての防火管理業務一部委託契約書等の内容チェック表」に基づき、委託契約等の内容を確認する。
- (3) 受託者は、この計画に定めるところにより、全体についての防火管理業務を適正に行うとともに、当該防火対象物の各管理権原者及び統括防火管理者の指示の下にその業務を実施する。
- (4) 受託者は、受託した全体についての防火管理業務の実施状況について、定期的に統括防火管理者等に報告する。

2 自衛消防訓練

- (1) 訓練の実施時期等
統括防火管理者は、防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練等を
_____実施する。
- (2) 訓練実施結果の保存
ア 統括防火管理者は、別表5「自衛消防訓練実施結果記録書」を用いて、訓練を検証し、その結果を講評するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させる。
イ 統括防火管理者は、アの「自衛消防訓練実施結果記録書」を防火管理維持台帳に綴じて、訓練を行った日から3年間保管しておく。

3 避難施設等の維持管理及びその案内

統括防火管理者は、次により、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を適正に管理する。

- (1) 廊下、階段、避難口、通路等の避難施設
ア 避難の障害となる設備又は物品を設けない。
イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持する。
ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持する。
- (2) 安全区画、防煙区画の維持管理
ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持する。
イ 閉鎖の障害となる設備又は物品を設けない。
- (3) 避難経路の案内
防火管理者は、従業員、児童、生徒等及び他の在館者（以下「従業員等」という。）に避難口及び避難階段の位置を把握させるために、必要に応じて避難経路図等を掲出する。

4 自衛消防活動等

火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、防火管理者は相互に連絡、協力して火災、地震その他の災害に対応する。

- (1) 通報連絡
火災を発見した者は、直ちに消防機関(119番)へ通報するとともに、統括防火管理者及び防火管理者等に報告する。

(2) 消火活動

- ア 火災発現場の近くにいる者は、従業員等と協力して初期消火を行う。
- イ 事業所の消防計画において初期消火の任務を担当している者は、統括防火管理者の指揮下で、相互に協力して消火活動を行う。

(3) 避難誘導

- ア 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、従業員等を安全な場所へ避難誘導する。
- イ 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、避難誘導の際に、負傷者及び逃げ遅れた者等の把握に努め、知り得た情報を当該事業所の防火管理者及び統括防火管理者に報告する。

(4) 休日・夜間等における防火管理体制

休日・夜間等に発生した災害等に対しては、次の措置を行う。

- ア 火災を発見した場合は、直ちに消防機関(119番)に通報後、初期消火活動を行うとともに、防火対象物内の従業員等に火災の発生を知らせる。
- イ 営業時間外等に発生した災害等に対しては、在館中の事業所の従業員及びその他防火管理業務に従事する者が協力する。
- ウ 事業所の防火管理者は、火災、地震その他の災害等により被害が生じた場合は、統括防火管理者に報告する。

▲(5) ガス漏えい事故防止対策

- ア ガス漏れ火災警報設備によりガスの漏えいを知り得た者は、直ちに統括防火管理者及び防火管理者に報告し、防火対象物内の従業員及びその他防火管理業務に従事する者が相互に協力して、ガス爆発及び中毒による災害等の発生を防止する。
- イ ガス漏えい事故防止の対策及び出火防止対策は、当該ガスを消費する事業所の防火管理者が事業所の消防計画に定める。

▲(6) 自動火災報知設備等と連動した通報（自動通報）対応

自動通報を利用している事業所の防火管理者は、自動火災報知設備が作動し、火災通報装置から消防機関へ通報されたときには、必要な初動措置を図るとともに、直ちに統括防火管理者に報告するものとする。

5 消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導

(1) 情報提供

- ア 統括防火管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した際に消防隊に対して情報提供するため、次に掲げる図書等を_____に配置する。
 - (ア) 防火対象物の概要表、平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、室内仕上表及び建具表等
 - (イ) 火気使用設備器具等の位置、構造等の状況を示した図
 - (ウ) 緊急連絡先一覧
 - (エ) 防火管理維持台帳

(2) 消防隊の誘導

火災、地震その他の災害等が発生した際は、防火対象物の_____に消防隊の誘導のための配置員を配置する。

6 教育・資格管理業務

(1) 防火教育

- ア 統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、防火管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。
- イ 統括防火管理者が実施する教育は、防火対象物の全体についての訓練時にあわせて実施する。

(2) 防火教育の内容

統括防火管理者が行う防火管理業務に従事する者に対する防火教育の内容は、次による。

- ア 全体についての防火管理に係る消防計画の内容周知
- イ 各事業所の権原の範囲とその責務等
- ウ 自衛消防隊の編成とその任務
- エ 消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領
- オ 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設の維持管理
- カ 地震及びその他の災害が発生した場合の自衛消防活動に関する事項
- キ その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

(3) 放火防止対策

統括防火管理者は、次の放火対策を推進する。

- ア 建物内外の可燃物等の除去
- イ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠管理の徹底
- ウ 挙動不審者への声掛け
- エ 死角となりやすい廊下、洗面所等の可燃物の除去
- オ その他

(4) 工事中等の安全対策

- ア 統括防火管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う防火管理者等と協力して「工事中の消防計画」を作成し、所轄消防署長へ届け出る。
- イ 統括防火管理者は、各事業所が行う用途変更・間仕切変更・内装等の変更工事等又は催物の開催など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行うものとする。

▲(5) 甲種防火管理再講習

各管理権原者は、防火管理者の資格管理を適正に行い、甲種防火管理再講習の受講を徹底する。

7 震災対策

(1) 震災に備えての事前計画

ア 建築物等の点検及び補強

統括防火管理者は、建築物及び建築物に付随する施設物（看板、装飾塔等）の倒壊、転倒、落下防止の措置状況を把握し、必要に応じて補強する。

イ 避難施設等の点検及び安全確保

統括防火管理者は、事業所が実施する避難施設及び防火設備の点検状況を確認し、不備等がある場合は、事業所の防火管理者に対して必要な措置を講じるよう指示する。

ウ 資器材及び非常用物品の準備

(ア) 各管理権原者は、地震その他の災害に備え、事業所の消防計画に基づき、救助救護等の資器材及び非常用物品を準備し、維持管理する。

(イ) 防火対象物の全体についての資器材及び非常用物品は、_____に次のものを配置する。

種 別	品 名
応急手当用品	
救助作業用資器材	
非常用物品	

(ウ) 統括防火管理者は、(イ)の資器材及び非常用物品の点検、整備を定期的実施する。

エ 周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制の確立

統括防火管理者は、周辺地域の事業所又は住民等との災害時の連携について、各管理権原者と協議し、協力体制の構築を図るように努める。

オ 警戒宣言発令時の対応措置

統括防火管理者は、警戒宣言が発せられた場合には、各防火管理者に、消防計画に定める警戒宣言発令時の対応を行わせる。

また、東海地震予知情報に関して、館内放送等により在館者等へ伝達する。

カ 従業員等の一斉帰宅の抑制

(ア) 統括防火管理者は、帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、在館者等に対し「むやみに移動を開始しない」ことを館内放送等により広報する。

(イ) 各管理権原者は、統括防火管理者に対して災害時に従業員等が安全に待機できる場所（以下「施設内待機場所」という。）を確保させ、維持管理を行わせる。

施設内待機場所・・・ _____

キ 帰宅困難者への情報提供

統括防火管理者は、鉄道等公共交通機関の運行状況、二次災害に備えた余震、津波、火災等の危険に関する情報の把握に努め、館内放送等を活用して、在館者等に適宜伝達する。

ク 災害予防措置

各管理権原者は、統括防火管理者に対して、震災訓練等を実施した結果の確認及び検証を行わせ、計画を改善していく取組み（P D C A サイクル）を行わせる。

(2) 震災時の活動計画

ア 震災時の自衛消防隊の任務

- (ア) 統括防火管理者は、防火対象物全体の被害状況を把握し、防火管理者に周知するとともに、必要な措置を行わせる。
- (イ) 防火管理者は、事務所の被害状況及び活動状況を把握し、自衛消防隊に必要な措置を行わせるとともに、統括防火管理者に報告する。
- (ウ) 被害のない事務所又は活動の終了した事務所の自衛消防隊は、統括防火管理者から活動要請があった場合は、協力して活動を行う。

▲イ 緊急地震速報の活用

統括防火管理者は、訓練及び防火教育の機会を捉えて、緊急地震速報の受信方法及び活用方法等について、従業員及びその他防火管理業務に従事する者に周知し、効果的な活用を図る。

▲ウ 危険物等の流出、漏えい時の緊急措置

統括防火管理者は、危険物、毒物、劇物、薬品、高圧ガス等が流出又は漏えいが発生した場合は、自衛消防隊を活用して応急の措置を行う。

エ 初期救助・救護活動

- (ア) 防火管理者は、事業所の消防計画に基づく安全措置を講じ、被害状況及び建物、火気使用設備器具等の点検結果を統括防火管理者に報告する。
- (イ) 統括防火管理者は、全体の被害状況を把握し、防火管理者に必要な応急措置を行わせる。
- (ウ) 周辺地域で救助や消火が必要な場合は、協力して対応する。

オ 被害状況の把握等

- (ア) 統括防火管理者は、地震による建物の倒壊、火災の発生等の被害状況及び鉄道等公共交通機関の運行状況を把握し、防火管理者に周知する。
- (イ) 防火管理者は、周囲の被害状況を掲示板、拡声器等を用いて、従業員等に周知する。

カ 周辺地域の事業所・住民との連携

統括防火管理者は、防火対象物内の安全が確認できた場合は、周辺地域の事業所又は住民の応援に努める。

キ 従業員等の施設内待機等

- (ア) _____ は、災害関連情報等を収集し、施設周辺の災害状況を把握するとともに、施設の安全点検のためのチェックリストの項目に従い確認し、管理権原者に報告する。
施設チェック項目・・・別表7のとおり
- (イ) 管理権原者は、(ア)の報告を踏まえ、施設内で待機できるか判断する。
- (ウ) 備蓄品の配布基準及び方法

-
- (エ) 管理権原者は、施設周辺の状況や施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、統括防火管理者の指揮の下、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。
 - (オ) 統括防火管理者は、防火管理者に混乱収束情報を提供し、時差退社計画に基づく方面別の集団帰宅を促す。

(3) 施設再開までの復旧計画

ア ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策

- (ア) 統括防火管理者は、ガス、電気、上下水道、通信等途絶時に、非常用電源等の非常用物品を活

用し対応する。

(イ) 統括防火管理者は、地震後の二次災害発生を防止するために、火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。

イ 危険物、ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置

(ア) 統括防火管理者は、建物内に立ち入ることが危険と判断した場合は、立入禁止の措置を行い、防火管理者に周知する。

(イ) 防火管理者、従業員及びその他防火管理業務に従事する者は、危険物及びガスの漏えいを確認した場合は、その都度、統括防火管理者に報告するとともに、適切な処置を行う。

ウ 被害状況の把握

防火管理者は、消防用設備等の被害状況を把握し、異常があった場合は、統括防火管理者に報告する。

エ 復旧作業等の実施

(ア) 統括防火管理者は、復旧作業員に対し、消火器具の準備、避難経路の確認を行わせて後、復旧作業を行わせる。

(イ) 統括防火管理者は、建物の使用再開するときは、安全管理体制を確立するとともに、再開の時期等を各事業所に周知する。

IV 雑則

経費の分担

本計画に基づき、経費を必要とする事業を行うときは、その都度協議し、経費の分担を決定するものとする。

附則

この計画は、_____年_____月_____日から施行する。

別記

防火対象物の管理権原者の権原の範囲

所有者 (法人の場合は名称及び代表者氏名)		所有部分		権原の範囲	
番号	管理権原者 名称 (店舗名)	権原の範囲	番号	管理権原者 名称 (店舗名)	権原の範囲
平 面 図					
階層			階層		

別表 1

自主点検チェック表「消防用設備等」

実 施 設 備	確 認 箇 所	点検結果
消 火 器 (年 月 日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備 (移動式) (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備 (固定式) (年 月 日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (年 月 日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置) (2) 手動式起動装置の直近の見やすい個所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。 (3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備 (年 月 日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 (3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 (4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。	
漏電火災警報器 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	
非 常 ベ ル (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作上障害となる物がないか。 (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	

放送設備 (年 月 日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 試験的に放送設備により、放送ができるか確認する。	
避難器具 (年 月 日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 (4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 (年 月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (年 月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 (2) 道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 (年 月 日実施)	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。 (2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。 (3) 表示灯は点灯しているか。	
備考		
検査実施者氏名		統括防火管理者確認

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火管理者に報告する。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

別表 2

自主検査チェック表「防火対象物等」

実施項目及び確認箇所		検査結果
建築物構造	(1) 基礎部 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。	
	(2) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	(3) 天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	
	(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。	
	(6) 屋外階段 各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・老化等はないか。	
	(7) 手すり 支柱が破損・腐食していないか。また、取り付け部にゆるみ・浮きがないか。	
	(8) 消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。	
防火施設	(1) 外壁の構造及び開口部等 ① 外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③ 防火戸は円滑に開閉できるか。	
	(2) 防火区画 ① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③ 自動開閉装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が完全に閉まるか。 〔確認要領〕 ○ 常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ○ 煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。	
	(1) 廊下・通路 ① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を配置していないか。	
	(2) 階段 ① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ② 階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③ 階段室に設備・機器等の障害物を配置していないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	
	(3) 避難階の避難口（出入口） ① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。	

火 気 使 用 設 備 器 具	(1)	厨房設備（コンロ、レンジ、フライヤー等）、給湯器等		
		① 可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。		
		② ガス配管等は、亀裂、老化、損傷していないか。		
		③ 油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。		
		④ 防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。		
	(2)	⑤ 煙突、排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また、可燃物品から適正な距離が保たれているか。		
		暖房器具（ガスストーブ、石油ストーブ等）		
		① 自動消火装置は、適正に機能するか。		
		② 火気周囲は、整理整頓されているか。		
		電気設備		
電 気 設 備	(1)	① 電気技術主任者等の資格を有する者が検査を行っているか。		
		② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。		
		③ 変電設備に異音、過熱はないか。		
	(2)	電気器具		
		① タコ足の接続を行っていないか。		
		② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。		
危 険 物 施 設	(1)	少量危険物貯蔵取扱所		
		① 標識は掲げられているか。		
		② 掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。		
		③ 換気設備は適正に機能しているか。		
		④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。		
		⑤ 整理清掃状況は適正か。		
		⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。		
	(2)	⑦ 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。		
		指定可燃物貯蔵取扱所		
		① 標識は掲げられているか。		
		② 貯蔵取扱所周辺に火気はないか。		
		③ 整理整頓（集積）の状況は良いか。		
		検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火管理者に報告する。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

▲別表4 (全体についての防火管理業務の一部を第三者へ委託している場合)

全体についての防火管理業務一部委託契約書等の内容チェック表

作成する内容		チェック欄
1	名称・所在	
2	委託業務範囲等	
	(1) 範囲(全部、階数、一部等)	
	(2) 業務(一括、防災センター監視、警備、設備、清掃、駐車場等)	
	(3) 契約期間	
	(4) 受託者に全体についての防火管理上の権限を付与すること。	
3	受託者の厳守事項	
	(1) 契約内容を遵守すること。	
	(2) 消防法令に基づく管理権原者又は統括防火管理者の指揮、命令に従うこと。	
	(3) 全体についての消防計画に基づき業務を行うこと。	
	(4) 消防関係法令並びに館内規則を遵守すること。	
	(5) 勤務日報の記録及び報告をすること。	
4	勤務体制等	
	(1) 方法(常駐、巡回、遠隔移報等)	
	(2) 常駐場所(防災センター、管理室、待機場所等)	
	(3) 時間、人数、巡回回数、到着所要時間	
	(4) 休日、夜間の体制	
	(5) 消防用設備等の取扱いマニュアルの設置	
	(6) 資格保有者数(自衛消防技術認定証、防災センター要員講習等)	
5	受託会社の行う派遣従業員への防火教育、訓練の実施体制	
	(1) 教育担当者の配置	
	(2) 教育担当者による計画的な防火教育、訓練実施状況(教育計画等)	
6	避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理	
	(1) 避難施設(非常口、通路、階段等)における避難障害の有無	
	(2) 防火戸・防火シャッター閉鎖障害の有無並びに閉鎖状況	
	(3) 防火設備、消防用設備等の管理、保全状況の目視点検、確認	
	(4) 防災システム異常・故障表示の対応(防災設備不動作表示を含む。)	
	(5) 建物、施設等の破損又は危険箇所の有無	
7	火災、地震その他の災害等が発生した場合の全体についての自衛消防活動	
	(1) 自衛消防隊の編成に基づく初動措置	
	(2) 火災の発見(人的、煙感知器、設備の起動表示等による発見)	
	(3) 火災状況の把握(受信機の表示、非常電話等による情報収集)	
	(4) 消防機関への通報(電話・火災通報装置等による通報)	
	(5) 避難誘導(非常放送の活用、避難方向の指示、エレベーター使用禁止)	
	(6) 初期消火(消火器、屋内消火栓等の活用)	
	(7) 消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導	
	(8) 火災以外の地震その他の災害等の発生時の措置 (<input type="checkbox"/> 地震、 <input type="checkbox"/> その他の災害等())	
	(9) 警戒宣言が発せられた場合の措置	
8	自衛消防訓練の実施	
	(1) 全体についての消防計画に基づく自衛消防訓練の実施	
	(2) 自衛消防訓練指導者	
9	その他	
	(1) 定期的な建物内外の巡回	
	(2) その他防火管理上必要な事項	
10	再委託をする場合の契約内容等の確認	

※ 契約書等の中に受託者に行わせる一部委託内容が盛り込まれているかどうか、該当する項目をチェックする。

別表5

自衛消防訓練実施結果記録書

実施日時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで				
実施場所					
実施範囲	全体・部分 (棟 階)				
訓練想定 (該当する□にチェックをし、具体的な内容を記載する。)	<input type="checkbox"/> 火災 ・ <input type="checkbox"/> 地震 ・ <input type="checkbox"/> その他の災害 () 具体的な内容：				
訓練項目等 (該当する□にチェックをし、参加人員を記入する。)	<input type="checkbox"/> 総合訓練			名	
	個別訓練	<input type="checkbox"/> 消火訓練	名	<input type="checkbox"/> 通報訓練	名
		<input type="checkbox"/> 避難訓練	名		
		<input type="checkbox"/> その他 ()			名
訓練参加者内訳	従業者・居住者等 (全員・一部) 名 (うちパート・アルバイト 名) 参加者内訳：自衛消防隊員 名 自衛消防活動中核要員 名 〔 うち 本部中核要員 名 (うち 防災センター要員 名) 〕 地区中核要員 名				
訓練指導者	職 氏名				
結果への意見	全体の評価				
	推奨事項				
	反省点				
記録作成者	職 氏名				

備考1 総合訓練とは、火災の覚知又は発見から消防隊到着までの初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供などの一連の自衛消防活動に係る訓練をいう。

2 訓練の事前計画や実施記録等を別に作成した場合は、添付しておくこと。

3 自衛消防訓練実施結果記録書は、3年間保存すること

▲別表 6

一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄（例）

備蓄場所	備蓄品 (1人分/日の備蓄量)		____人/3日分の備蓄量
____階	食料品	アルファ化米(3食分)	
		乾パン(1缶)	
		缶詰(3缶)	
	飲料水	ミネラルウォーター (3リットル)	
	要配慮者用	簡易ベッド	
		簡易間仕切り壁	
		乳幼児用食品	
	その他の物資	粉ミルク	
		哺乳器	
		車いす	
		毛布・保温シート等 (1枚/人)	
		簡易トイレ	
		敷物・ブルーシート等	
		携帯ラジオ	
		懐中電灯	
		乾電池(単1から単4)	
		使い捨てカイロ(3個)	
		ウェットティッシュ	
		非常用発電機	
		工具類	
		ヘルメット	
		軍手	
		地図(1都3県)	
		拡声器	

別表 7

施設の安全点検のためのチェックリスト（例）

点検項目		点検内容	判定 (該当)	該当する場合の 対処・応急対応等
施設全体				
1	建物（傾斜・沈下）	傾いている。沈下している。		建物を退去
		傾いているように感じる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
2	建物（倒壊危険性）	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		建物を退去
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。		建物を退去
		周辺地盤が大きく陥没または隆起している。		建物を退去
		隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
施設内部（居室・通路等）				
1	床	傾いている、または陥没している。 フロア等、床材に損傷が見られる。		立入禁止 要注意/要修理
2	壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。 天井材が落下している。		要注意/要修理 立入禁止
		天井材のズレが見られる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		立入禁止
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。		点検継続 →専門家へ詳細診断を要請
4	ドア	ドアが外れている、または変形している。		要注意/要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、または変形している。 窓が割れている、またはひびがある。		要注意/要修理 要注意/要修理
6	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具が落下している。 照明器具・吊り器具のズレが見られる。		要注意/要修理 要注意/要修理
7	オフィス家具類	オフィス家具類が転倒している。 書類等が散乱している。		要注意/要修理/要固定 要注意/要復旧
設備等				
1	電力	外部からの電力供給が停止している。（商用電源の途絶）		代替手段の確保/要復旧 →(例)非常用電源を稼働
		照明が消えている。		
		空調が停止している。		
2	エレベーター	停止している。 警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。		要復旧 →メンテナンス業者に連絡
		カゴ内に人が閉じ込められている。		→メンテナンス業者または消防機関に連絡
3	上水道	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)備蓄品の利用
4	下水道・トイレ	水が流れない（溢れている）。		使用中止/代替手段の確保/要復旧 →(例)災害用トイレの利用
5	ガス	異臭、異音、煙が発生している。 停止している。		立入禁止/要復旧 要復旧
6	通信・電話	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)衛星携帯電話、無線機の利用
7	消防用設備等	故障・損傷している。		代替手段の確保/要復旧 →消防設備業者に連絡
セキュリティ				
1	防火シャッター	閉鎖している。		要復旧
2	非常階段・非常用出口	閉鎖している（通行不可である）。		要復旧 →復旧できない場合、立入禁止
3	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。		要復旧/要警備員配置 →外部者侵入に要注意（状況により立入禁止）